

1

令和 5 年第 5 回

多治見市議会定例会議案

令和 5 年11月17日

目 次

報第29号	専決処分の報告について	1
報第30号	専決処分の報告について	2
報第31号	専決処分の報告について	3
報第32号	専決処分の報告について	4
報第33号	専決処分の報告について	5
報第34号	財政向上目標の報告について	7
報第35号	財政向上指針の報告について	8
報第36号	財政健全基準の報告について	10
議第97号	多治見市養正交流センターの設置及び管理に関する条例を制定するについて	11
議第98号	母親クラブの名称変更に伴う関係条例の整理に関する条例を制定するについて	17
議第99号	督促手数料の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例を制定するについて	19
議第100号	多治見市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正するについて	22
議第101号	多治見市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正するについて	24
議第102号	多治見市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正するについて	25
議第103号	多治見市職員の給与に関する条例等の一部を改正するについて	26
議第104号	多治見市手数料条例の一部を改正するについて	36
議第105号	多治見市国民健康保険条例の一部を改正するについて	37
議第106号	多治見市都市公園条例の一部を改正するについて	42
議第107号	多治見市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正するについて	45
議第108号	多治見市水道事業給水条例の一部を改正するについて	46

議第115号	工事請負契約の締結について	47
議第116号	工事請負契約の変更について	48
議第117号	工事請負契約の変更について	49
議第118号	第8次多治見市総合計画基本構想及び基本計画を定めるについて	50
議第119号	指定管理者の指定について	51
議第120号	指定管理者の指定について	52
議第121号	指定管理者の指定について	53

報第29号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、これを報告する。

令和5年11月17日提出

多治見市長 高 木 貴 行

専第14号

損害賠償の額を定めるについて

令和5年7月28日午前8時45分頃、市内富士見町1丁目地内において、市道415100線を北西方向に走行中の普通自動車が、道路上に生じた穴にはまり、同車両左側前輪のタイヤを破損させ、損害を与えた。

これに対する損害賠償額を次のとおり定めるについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、専決処分する。

令和5年9月21日

多治見市長 高 木 貴 行

損害賠償額 一金 30,035円

報第30号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、これを報告する。

令和5年11月17日提出

多治見市長 高 木 貴 行

専第15号

損害賠償の額を定めるについて

平成30年2月、著作権者の許諾を得ることなく、市立南姫中学校の学校報にイラストを掲載し、令和5年7月までの間、当該学校報をインターネット上で公開し、損害を与えた。

これに対する損害賠償額を次のとおり定めるについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、専決処分する。

令和5年9月22日

多治見市長 高 木 貴 行

損害賠償額 一金 220,000円

報第31号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、これを報告する。

令和5年11月17日提出

多治見市長 高 木 貴 行

専第16号

損害賠償の額を定めるについて

令和5年7月19日午後3時30分頃、市内幸町4丁目地内において、市道521607線から後進して駐車場へ普通自動車が進出した際、同車両右前輪が側溝のグレーチング蓋を踏み、反対側が跳ね上がり、同車両の右フロントサスペンション及びオイルパンを破損させ、損害を与えた。

これに対する損害賠償額を次のとおり定めるについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、専決処分する。

令和5年10月18日

多治見市長 高 木 貴 行

損害賠償額 一金 85,160円

報第32号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、これを報告する。

令和5年11月17日提出

多治見市長 高 木 貴 行

専第17号

損害賠償の額を定めるについて

令和5年10月11日午前11時頃、市立滝呂小学校運動場の北東に接する植栽した部分において、同校校務員が刈払機での草刈作業中に、石を飛散させ、当該植栽部分の北にある職員駐車場に駐車中の普通自動車に当て、同車両右前側のフィックスウインドウガラスを破損させ、損害を与えた。

これに対する損害賠償額を次のとおり定めるについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、専決処分する。

令和5年10月30日

多治見市長 高 木 貴 行

損害賠償額 一金 28,380円

報第33号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、これを報告する。

令和5年11月17日提出

多治見市長 高 木 貴 行

専第13号

訴えの提起について

次のとおり訴えの提起（控訴の提起）をすることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、専決処分する。

令和5年9月4日

多治見市長 高 木 貴 行

1 第1審事件名 令和2年（ワ）第45号 囲繞地通行権確認請求事件

2 第1審事件の概要

（1） 被告（多治見市ら）は、多治見市東町一丁目9番3の土地（以下「9番3の土地」という。）、多治見市東町一丁目9番63の土地（以下「9番63の土地」という。）及び多治見市東町一丁目9番53の土地（以下「9番53の土地」という。）を所有している（9番3の土地は*****の所有、

9番63の土地及び9番53の土地は本市の所有)。

(2) 9番3の土地及び9番63の土地に隣接する土地を所有する原告(稲垣鋳業株式会社)は、公道に至るため、9番3の土地の一部、9番63の土地及び9番53の土地の一部について、囲繞地通行権を主張した。

3 第1審判決の要旨

- (1) 9番3の土地の一部及び9番63の土地について、原告所有地と9番63の土地の境界を間口とし、幅員4メートルの囲繞地通行権を認める。
- (2) 訴訟費用は、3者で按分する。
- (3) 原告のその余の請求は、棄却する。

4 当事者 控訴人(第1審被告) 多治見市

代表者 多治見市長 高木 貴行

被控訴人(第1審原告) 多治見市栄町3丁目10番地

稲垣鋳業株式会社

代表者 代表取締役 稲垣 賢一

5 訴訟物の価額 一金 69,286円

6 控訴の趣旨

- (1) 原判決中、控訴人の敗訴部分を取り消す。
 - (2) 被控訴人の請求を棄却する。
 - (3) 訴訟費用は、第1、第2審ともに被控訴人の負担とする。
- との判決を求める。

7 その他 本件については、必要に応じ、上訴その他必要な措置を行うことができるものとする。

財政向上目標の報告について

多治見市健全な財政に関する条例（平成19年条例第48号）第21条第1項及び第2項の規定により、財政向上目標を次のとおり定めたので、同条第4項の規定により、これを議会に報告する。

令和5年11月17日提出

多治見市長 高 木 貴 行

財政判断指標	償還可能年数 (年)	経費硬直率 (%)	財政調整基金 充足率 (%)	経常収支比率 (%)
財政向上目標	7.0	74.0	15.0	90.0

財政向上指針の報告について

多治見市健全な財政に関する条例（平成19年条例第48号）第22条の規定により、財政向上指針を次のとおり策定したので、同条例第23条第2項の規定により、これを議会に報告する。

令和5年11月17日提出

多治見市長 高 木 貴 行

財政向上指針

1 目標年度

本指針の目標年度を令和6年度から令和9年度までとします。

2 財政向上目標の達成のための基本方針

- (1) 総合計画に基づく事業の実施と行政改革の推進
- (2) 計画的かつ有効的な予算編成、予算執行
- (3) 公共施設等の統合・複合化、転用、廃止等計画的な施設管理

3 目標年度までの各年度の財政判断指数の見込み

財政判断指標	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
償 還 可 能 年 数 (年)	5.7	5.8	6.1	6.0
経 費 硬 直 率 (%)	73.8	73.7	74.9	74.4
財政調整基金充足率 (%)	20.5	15.9	11.2	8.3
経 常 収 支 比 率 (%)	89.9	89.8	90.6	90.5
実 態 収 支 (百万円)	△1,040	△950	△980	△640

4 財政向上目標の達成に必要な事項

- (1) 収入の増加及び支出の抑制
 - ア 収入の増加

債権管理計画で定める収納率の達成、企業誘致による税収増、使用料・手数料等の見直し及び市有財産の一層の有効活用により財源の確保に努めます。

イ 支出の抑制

公共施設等のランニングコスト軽減、行政改革の実施による経常経費の抑制に努めます。

(2) 市債残高の上限

一般会計の市債残高並びに特別会計及び企業会計の市債残高のうち、令和9年度までに、一般会計で負担すべき残高の合計を470億円、市債の実残高を590億円以内とします。

(3) 基金の適正な管理

ア 財政調整基金

財政調整基金の可処分額を33億円以上確保します。

イ 市債償還対策基金

市債償還対策基金（合併特例債分を除く。）は、令和9年度末残高を30億円以上確保します。

ウ 職員退職手当基金

職員退職手当基金は、令和9年度末残高を15億円以上確保します。

エ 庁舎建設基金

庁舎建設基金は、建設費に30億円以上を財源充当できるよう、建設までに7億円以上を積み立てます。

オ 地域振興基金

地域振興基金の年間処分額は、上限1億円とします。

財政健全基準の報告について

多治見市健全な財政に関する条例（平成19年条例第48号）第25条第1項の規定により、財政健全基準を次のとおり定めたので、同条第2項において準用する同条例第21条第4項の規定により、これを議会に報告する。

令和5年11月17日提出

多治見市長 高 木 貴 行

財政判断指標	償還可能年数 (年)	経費硬直率 (%)	財政調整基金 充足率 (%)	経常収支比率 (%)
財政健全基準	10.0	77.0	7.5	93.0

議第97号

多治見市養正交流センターの設置及び管理に関する条例を制定するにつ
いて

多治見市養正交流センターの設置及び管理に関する条例を次のように制定するもの
とする。

令和5年11月17日提出

多治見市長 高 木 貴 行

多治見市養正交流センターの設置及び管理に関する条例

(設置)

第1条 児童の健康の増進及び情操のかん養並びに文化・生涯学習の振興並びに市民
の連帯意識の醸成を図るため、多治見市養正交流センター（以下「交流センター」
という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 交流センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 多治見市養正交流センター
- (2) 位置 多治見市陶元町135番地の3

(施設)

第3条 交流センターに、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第35条第3項及び社
会教育法（昭和24年法律第207号）第42条第1項の規定により、次の施設を置く。

- (1) 多治見市養正児童館（以下「養正児童館」という。）
- (2) 多治見市養正公民館（以下「養正公民館」という。）

2 養正児童館は、その目的を妨げない限度において、養正公民館の事業の用に供す
るものとする。

(事業)

第4条 養正児童館は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 運動を主とする遊びを通して行う児童の体力増進指導に関する事。
- (2) 健全な遊びを通して行う児童の集団的及び個別的指導に関する事。
- (3) 児童の健全育成のための地域組織活動の支援に関する事。
- (4) その他児童の健康を増進し、又は情操を豊かにするために必要な事業

2 養正公民館は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 講座、講習会、講演会、展示会等の開催に関する事。
- (2) 図書、記録、資料等の収集及び提供に関する事。
- (3) 文化・生涯学習の活動支援に関する事。
- (4) 会議、展示会及び市民活動のための施設提供に関する事。
- (5) その他文化・生涯学習の振興のために必要な事業

(運営の基本)

第5条 交流センターは、第3条第1項に規定する施設相互の連絡調整を密にすることにより、複合的施設として有機的に運営されなければならない。

(指定管理者による管理)

第6条 交流センターの管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

(指定管理者が行う業務)

第7条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 第4条に掲げる事業
- (2) 交流センターの使用許可に関する事。
- (3) 交流センターの維持管理に関する事。
- (4) 使用料（冷暖房設備使用料を含む。以下、第13条第1項及び第2項、第14条並びに第15条において同じ。）の徴収に関する事。
- (5) その他市長が必要と認める事。

(開館時間等)

第8条 交流センターの開館時間及び休館日は、規則で定める。

(使用の申請及び許可)

第9条 交流センターの施設（以下「施設」という。）を使用しようとする者は、あ

らかじめ指定管理者に申請し、その許可を受けなければならない。ただし、児童であって養正児童館を個人でしようとするものについては、この限りでない。

2 指定管理者は、前項の許可に、施設の管理上必要な条件を付することができる。

3 第1項の許可を受けた者がその許可に係る事項を変更しようとするときも、前2項と同様とする。

(使用の制限)

第10条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、施設の使用を許可しない。

(1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。

(2) 宗教活動又は専ら営利を目的とした事業に使用しようとするとき。

(3) 施設を毀損し、又は滅失するおそれがあるとき。

(4) その他交流センターの管理上支障があるとき。

(使用の許可の取消し等)

第11条 指定管理者は、第9条の規定により施設を使用する者（以下「使用者」という。）が次の各号のいずれかに該当する場合は、その使用の許可を取り消し、又は使用の停止を命ずることができる。

(1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(2) この条例に基づく許可の条件に違反したとき。

(3) 偽りその他不正な行為により使用の許可を受けたことが明らかになったとき。

2 前項の規定の適用によって使用者が受けた損害については、市及び指定管理者は、その責めを負わないものとする。

(権利譲渡等の禁止)

第12条 使用者は、許可を受けた目的以外の目的に施設を使用し、又はその使用の権利を他人に譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(使用料)

第13条 使用者は、別表に定めるところにより算定した額を使用料として納入しなければならない。ただし、第9条第1項ただし書の規定により使用する場合は、この限りでない。

2 使用料は、使用の許可を受けたときに納入しなければならない。ただし、指定管理者がやむを得ない事由があると認めたときは、この限りでない。

3 前項本文の規定にかかわらず、市長が規則で定める手続により申請した場合にあっては、使用の前までの期間内で規則で定める日までに納入しなければならない。

(使用料の還付)

第14条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が別に定めるところにより、その全部又は一部を還付することができる。

(使用料の減免)

第15条 指定管理者は、市長が別に定めるところにより、使用料を減免することができる。

(原状回復の義務)

第16条 使用者は、施設の使用を終えたときは、直ちに使用場所を原状に回復しなければならない。第11条第1項の規定により、使用の許可を取り消され、又は使用の停止を命ぜられたときも、同様とする。

(目的外使用)

第17条 市長は、別表に掲げる部屋を、その用途又は目的を妨げない限度において、目的外に使用させることができる。

2 第9条から前条までの規定は、前項の規定による目的外使用に準用する。この場合において、第9条第1項及び第2項、第10条並びに第11条第1項中「指定管理者」とあるのは「市長」と、同条第2項中「市及び指定管理者」とあるのは「市」と、第13条第2項中「指定管理者」とあるのは「市長」と、第15条中「指定管理者は、市長が」とあるのは「市長は、」と読み替えるものとする。

(入館の制限)

第18条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、交流センターへの入館を拒絶し、又は退館を命ずることができる。

(1) 他人に危害を及ぼし、又は他人に迷惑になる物品若しくは動物の類を携帯する者

(2) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められる者

(3) その他交流センターの管理上支障があると認められる者

(損害賠償の義務)

第19条 原状の回復を怠った者又は施設若しくは設備を損傷した者は、これらによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない事由がある

と認めたときは、この限りでない。

(委任)

第20条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次項及び附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 施設の使用の申請の受理、使用の許可その他この条例を施行するために必要な準備行為は、施行日前においても行うことができる。

(多治見市笠原交流センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

- 3 多治見市笠原交流センターの設置及び管理に関する条例（令和5年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第13条第2項中「もの」を「ものに」に改める。

附則第4項中多治見市公民館の設置及び管理に関する条例（昭和56年条例第7号）第2条第1項及び第2項の改正規定の次に次のように加える。

第6条第3項を次のように改める。

- 3 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用を許可しない。
 - (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
 - (2) 宗教活動又は専ら営利を目的とした事業に使用しようとするとき。
 - (3) 施設を毀損し、又は滅失するおそれがあるとき。
 - (4) その他公民館の管理上支障があるとき。

附則第4項中多治見市公民館の設置及び管理に関する条例第7条第2項、第12条及び第13条の改正規定を次のように改める。

第7条第2項中「「別表第1」とあるのは「別表第1（多治見市笠原中央公民館については別表第2）」」を「「指定管理者」とあるのは「市長」」に改める。

第12条及び第13条を次のように改める。

(入館の制限)

第12条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、公民館への入館を拒絶し、又は退館を命ずることができる。

- (1) 他人に危害を及ぼし、又は他人に迷惑になる物品若しくは動物の類を携帯する者
- (2) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められる者
- (3) その他公民館の管理上支障があると認められる者

第13条 削除

(多治見市児童館の設置及び管理に関する条例の一部改正)

- 4 多治見市児童館の設置及び管理に関する条例（昭和40年条例第9号）の一部を次のように改正する。

第1条第2項の表多治見市坂上児童館の項を削る。

別表備考を削る。

(多治見市公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正)

- 5 多治見市公民館の設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条の表多治見市養正公民館の項を削る。

別表第1 養正公民館の部を削る。

別表（第13条、第17条関係）

区分	使用料（午前9時から始まる1時間ごとの区分及び午後8時からの1時間30分の区分につき）	冷暖房設備使用料（1時間までごとに）
大ホール	990円	210円
遊戯室	500円	100円
研修室	350円	100円
和室	150円	100円
多目的実習室	350円	100円

備考

- 1 研修室の面積を2分の1に分割し、これを一単位として使用させることができる。この場合の使用料及び冷暖房設備使用料は、この表に定める使用料及び冷暖房設備使用料の2分の1に相当する額とする。
- 2 多目的実習室において、調理設備を使用する場合は、午前9時から始まる1時間ごとの区分及び午後8時からの1時間30分の区分につき100円を加算する。

議第98号

母親クラブの名称変更に伴う関係条例の整理に関する条例を制定するに
ついて

母親クラブの名称変更に伴う関係条例の整理に関する条例を次のように制定するものとする。

令和5年11月17日提出

多治見市長 高 木 貴 行

母親クラブの名称変更に伴う関係条例の整理に関する条例

(多治見市根本交流センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第1条 多治見市根本交流センターの設置及び管理に関する条例（平成23年条例第30号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第3号を次のように改める。

（3） 児童の健全育成のための地域組織活動の支援に関すること。

(多治見市小泉交流センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第2条 多治見市小泉交流センターの設置及び管理に関する条例（令和元年条例第22号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項第3号を次のように改める。

（3） 児童の健全育成のための地域組織活動の支援に関すること。

(多治見市精華交流センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第3条 多治見市精華交流センターの設置及び管理に関する条例（令和元年条例第23号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第3号を次のように改める。

（3） 児童の健全育成のための地域組織活動の支援に関すること。

(多治見市笠原交流センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第4条 多治見市笠原交流センターの設置及び管理に関する条例（令和5年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第3号を次のように改める。

（3） 児童の健全育成のための地域組織活動の支援に関すること。

（多治見市総合福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部改正）

第5条 多治見市総合福祉センターの設置及び管理に関する条例（昭和63年条例第5号）の一部を次のように改正する。

第4条第1号ウを次のように改める。

ウ 児童の健全育成のための地域組織活動の支援に関すること。

（多治見市児童館の設置及び管理に関する条例の一部改正）

第6条 多治見市児童館の設置及び管理に関する条例（昭和40年条例第9号）の一部を次のように改正する。

第4条第3号を次のように改める。

（3） 児童の健全育成のための地域組織活動の支援に関すること。

（多治見市サンホーム滝呂の設置及び管理に関する条例の一部改正）

第7条 多治見市サンホーム滝呂の設置及び管理に関する条例（平成8年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第4条第1号ウを次のように改める。

ウ 児童の健全育成のための地域組織活動の支援に関すること。

（多治見市ふれあいセンター姫の設置及び管理に関する条例の一部改正）

第8条 多治見市ふれあいセンター姫の設置及び管理に関する条例（平成9年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第4条第1号ウを次のように改める。

ウ 児童の健全育成のための地域組織活動の支援に関すること。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議第99号

督促手数料の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例を制定するについて

督促手数料の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例を次のように制定するものとする。

令和5年11月17日提出

多治見市長 高 木 貴 行

督促手数料の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例
(多治見市税条例の一部改正)

第1条 多治見市税条例（昭和25年告示第45号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「督促手数料、」を削る。

第23条から第25条までを次のように改める。

第23条から第25条まで 削除

(多治見市延滞金の徴収等に関する条例の一部改正)

第2条 多治見市延滞金の徴収等に関する条例（昭和40年条例第24号）の一部を次のように改正する。

第1条中「督促手数料及び」を削る。

第4条を次のように改める。

第4条 削除

第8条中「督促手数料及び」を削る。

(多治見市介護保険条例の一部改正)

第3条 多治見市介護保険条例（平成12年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第13条を次のように改める。

第13条 削除

(多治見市国民健康保険条例の一部改正)

第4条 多治見市国民健康保険条例（昭和34年条例第13号）の一部を次のように改正する。

第22条を次のように改める。

第22条 削除

(多治見市後期高齢者医療に関する条例の一部改正)

第5条 多治見市後期高齢者医療に関する条例（平成20年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第5条を次のように改める。

第5条 削除

(多治見市下水道条例の一部改正)

第6条 多治見市下水道条例（昭和44年条例第30号）の一部を次のように改正する。

第34条第2項を削り、同条第3項中「分担金等」を「分担金、占用料又は手数料（以下「分担金等」という。）」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項を同条第3項とし、同条第5項中「第3項」を「第2項」に改め、同項を同条第4項とする。

附則第3項中「第34条第3項」を「第34条第2項」に改め、附則第9項中「第34条第4項及び第5項」を「第34条第3項及び第4項」に改める。

(多治見市都市計画下水道事業受益者負担金条例の一部改正)

第7条 多治見市都市計画下水道事業受益者負担金条例（昭和54年条例第20号）の一部を次のように改正する。

第9条第2項を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の各条例の規定は、施行日以後に納入の通知を行った歳入に係る督促について適用し、施行日前に納入の通知を行った歳入に係る督促については、なお従前の例による。

(準備行為)

- 3 この条例を施行するために必要な準備行為は、施行日前においても行うことができる。

議第100号

多治見市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正するについて

多治見市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年条例第29号）の一部を次のように改正するものとする。

令和5年11月17日提出

多治見市長 高 木 貴 行

多治見市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

多治見市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年条例第29号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

番号	機関	事務
1	市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護法（昭和25年法律第144号）に準ずる保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの
2	市長	多治見市福祉医療費の助成に関する条例（昭和51年条例第8号）による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの

別表第2に次のように加える。

23	市長	多治見市福祉医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する事務	国民健康保険法による国民健康保険の被保険者の資格又は保険給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの
		であって規則で定めるものの	高齢者の医療の確保に関する法律による被保険者の資格又は後期高齢者医療給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

議第101号

多治見市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正するについて

多治見市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和52年条例第2号）の一部を次のように改正するものとする。

令和5年11月17日提出

多治見市長 高 木 貴 行

多治見市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

第1条 多治見市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和52年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項第2号中「100分の217.5」を「100分の227.5」に改める。

第2条 多治見市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項第1号中「100分の217.5」を「100分の222.5」に改め、同項第2号中「100分の227.5」を「100分の222.5」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の多治見市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（次項において「改正後の条例」という。）第5条の規定は、令和5年12月1日（次項において「適用日」という。）から適用する。
- 3 第1条の規定による改正前の多治見市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の規定に基づいて適用日から施行日の前日までの間に支払われた期末手当は、改正後の条例の規定に基づいて支払われる期末手当の内払とみなす。

多治見市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正するについて

多治見市常勤の特別職職員の給与に関する条例（昭和44年条例第2号）の一部を次のように改正するものとする。

令和5年11月17日提出

多治見市長 高 木 貴 行

多治見市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 多治見市常勤の特別職職員の給与に関する条例（昭和44年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項第2号中「100分の217.5」を「100分の227.5」に改める。

第2条 多治見市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項第1号中「100分の217.5」を「100分の222.5」に改め、同項第2号中「100分の227.5」を「100分の222.5」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の多治見市常勤の特別職職員の給与に関する条例（次項において「改正後の条例」という。）第5条の規定は、令和5年12月1日（次項において「適用日」という。）から適用する。
- 3 第1条の規定による改正前の多治見市常勤の特別職職員の給与に関する条例の規定に基づいて適用日から施行日の前日までの間に支払われた期末手当は、改正後の条例の規定に基づいて支払われる期末手当の内払とみなす。

多治見市職員の給与に関する条例等の一部を改正するについて

多治見市職員の給与に関する条例等の一部を次のように改正するものとする。

令和5年11月17日提出

多治見市長 高 木 貴 行

多治見市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(多治見市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 多治見市職員の給与に関する条例（昭和26年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第18条の4第2項各号列記以外の部分中「100分の120」を「100分の125」に、「100分の100」を「100分の105」に改め、同条第3項中「100分の120」を「100分の125」に、「100分の67.5」を「100分の70」に、「100分の100」を「100分の105」に、「100分の57.5」を「100分の60」に改める。

第18条の7第2項第1号中「100分の100」を「100分の105」に、「100分の120」を「100分の125」に改め、同項第2号中「100分の47.5」を「100分の50」に、「100分の57.5」を「100分の60」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

一般職給料表

（単位 円）

職員 の区 分	級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	1	162,100	208,000	240,900	271,600	295,400	323,100	365,500
	2	163,200	209,700	242,400	273,200	297,500	325,300	368,100
	3	164,400	211,400	243,800	274,700	299,500	327,500	370,500
	4	165,500	212,900	245,200	276,300	301,400	329,500	372,900
	5	166,600	214,400	246,400	277,800	303,200	331,500	374,800
	6	167,700	216,200	248,000	279,500	305,000	333,500	377,300
	7	168,800	217,900	249,500	281,300	306,600	335,400	379,600
	8	169,900	219,600	250,900	283,100	308,200	337,300	382,100
	9	170,900	221,100	252,000	284,800	309,800	339,200	384,500
	10	172,300	222,600	253,400	286,700	312,000	341,200	387,100
	11	173,600	224,100	254,900	288,500	314,200	343,200	389,700
	12	174,900	225,600	256,200	290,300	316,200	345,200	392,300
	13	176,100	226,800	257,500	292,100	318,200	347,000	394,600
	14	177,600	228,200	258,700	293,700	320,200	349,000	396,900
	15	179,100	229,600	259,900	295,100	322,100	350,900	399,100
	16	180,700	231,000	261,100	296,500	324,000	352,800	401,400
	17	181,800	232,400	262,300	298,000	325,900	354,500	403,200
	18	183,200	234,000	263,600	300,000	327,900	356,500	405,100
	19	184,600	235,500	264,900	302,000	329,800	358,300	407,000
	20	186,000	236,900	266,200	303,800	331,700	360,200	408,800
	21	187,300	238,100	267,600	305,500	333,400	362,100	410,600
	22	189,600	239,700	269,100	307,400	335,400	364,000	412,400
	23	191,800	241,200	270,700	309,300	337,400	365,900	414,200

	24	194, 000	242, 600	272, 200	311, 100	339, 300	367, 800	416, 000
	25	196, 200	243, 600	273, 800	312, 800	340, 700	369, 700	417, 600
	26	197, 900	245, 100	275, 500	314, 800	342, 600	371, 600	419, 100
	27	199, 400	246, 400	277, 100	316, 800	344, 500	373, 500	420, 600
	28	200, 900	247, 600	278, 700	318, 700	346, 400	375, 400	422, 100
	29	202, 400	248, 700	280, 300	320, 400	348, 000	376, 900	423, 600
	30	203, 800	249, 700	281, 800	322, 400	349, 900	378, 700	424, 900
	31	205, 200	250, 600	283, 300	324, 400	351, 700	380, 500	426, 200
	32	206, 600	251, 500	284, 800	326, 400	353, 500	382, 100	427, 400
	33	208, 000	252, 400	285, 900	327, 600	355, 300	383, 800	428, 600
	34	209, 300	253, 300	287, 500	329, 600	357, 100	385, 200	429, 900
	35	210, 600	254, 100	289, 000	331, 500	358, 800	386, 600	431, 200
	36	211, 900	254, 900	290, 500	333, 500	360, 500	388, 000	432, 400
	37	213, 200	255, 600	291, 900	335, 400	361, 900	389, 400	433, 600
	38	214, 400	256, 700	293, 500	337, 300	363, 200	390, 600	434, 400
	39	215, 600	257, 900	295, 100	339, 200	364, 500	391, 800	435, 200
	40	216, 700	259, 000	296, 700	341, 100	365, 900	392, 800	436, 000
	41	217, 800	260, 200	298, 200	342, 900	367, 000	393, 900	436, 600
	42	218, 900	261, 400	299, 800	344, 800	367, 900	395, 100	437, 300
	43	219, 900	262, 500	301, 300	346, 600	368, 900	396, 200	438, 000
	44	220, 900	263, 600	302, 800	348, 400	370, 000	397, 300	438, 700
	45	221, 800	264, 700	304, 400	349, 900	370, 800	398, 000	439, 500
	46	222, 700	265, 800	306, 000	351, 300	371, 700	398, 700	440, 300
	47	223, 600	266, 900	307, 600	352, 700	372, 600	399, 400	440, 700
	48	224, 500	267, 900	309, 100	354, 200	373, 400	400, 100	441, 400
	49	225, 400	268, 900	310, 000	355, 700	374, 200	400, 700	441, 900
	50	226, 300	269, 900	311, 500	356, 500	375, 000	401, 300	442, 300
	51	227, 200	270, 900	313, 000	357, 500	375, 800	401, 800	442, 700
	52	228, 100	271, 800	314, 600	358, 500	376, 500	402, 200	443, 100

	53	228, 900	272, 700	316, 200	359, 400	377, 200	402, 600	443, 500
	54	229, 800	273, 600	317, 800	360, 500	377, 900	402, 900	443, 900
	55	230, 700	274, 500	319, 300	361, 400	378, 600	403, 200	444, 300
	56	231, 500	275, 400	320, 800	362, 400	379, 300	403, 500	444, 600
	57	231, 800	276, 300	322, 200	363, 300	379, 800	403, 800	444, 900
	58	232, 600	277, 200	323, 400	364, 000	380, 400	404, 100	445, 300
	59	233, 300	278, 100	324, 500	364, 700	381, 000	404, 400	445, 600
	60	233, 900	279, 000	325, 600	365, 300	381, 700	404, 700	445, 900
	61	234, 500	280, 000	326, 300	365, 700	382, 100	405, 000	446, 200
	62	235, 200	281, 000	327, 200	366, 300	382, 800	405, 300	
	63	235, 800	281, 900	328, 000	367, 000	383, 400	405, 600	
	64	236, 300	282, 800	328, 800	367, 700	384, 000	405, 900	
	65	236, 800	283, 300	329, 600	368, 000	384, 400	406, 200	
	66	237, 300	284, 000	330, 000	368, 700	385, 000	406, 500	
	67	237, 800	284, 700	330, 600	369, 400	385, 600	406, 800	
	68	238, 400	285, 600	331, 300	370, 000	386, 200	407, 100	
	69	238, 900	286, 600	332, 100	370, 300	386, 600	407, 300	
	70	239, 400	287, 400	332, 800	370, 900	387, 100	407, 600	
	71	239, 900	288, 200	333, 500	371, 600	387, 600	407, 900	
	72	240, 400	289, 000	334, 100	372, 200	388, 200	408, 100	
	73	240, 900	289, 700	334, 600	372, 500	388, 500	408, 300	
	74	241, 400	290, 200	335, 200	373, 100	388, 900	408, 600	
	75	241, 800	290, 600	335, 700	373, 800	389, 300	408, 900	
	76	242, 300	291, 000	336, 300	374, 400	389, 700	409, 100	
	77	242, 800	291, 200	336, 600	374, 800	390, 000	409, 300	
	78	243, 300	291, 500	337, 100	375, 300	390, 300	409, 600	
	79	243, 800	291, 700	337, 500	375, 900	390, 600	409, 900	
	80	244, 300	292, 000	337, 900	376, 400	390, 800	410, 100	
	81	244, 700	292, 200	338, 300	376, 900	391, 000	410, 300	

	82	245, 200	292, 400	338, 800	377, 500	391, 300	410, 600	
	83	245, 600	292, 700	339, 300	378, 000	391, 600	410, 900	
	84	246, 000	292, 900	339, 800	378, 300	391, 800	411, 100	
	85	246, 400	293, 200	340, 100	378, 700	392, 000	411, 300	
	86	246, 800	293, 500	340, 500	379, 200	392, 300		
	87	247, 200	293, 800	341, 000	379, 600	392, 600		
	88	247, 600	294, 100	341, 400	380, 000	392, 800		
	89	248, 000	294, 400	341, 700	380, 400	393, 000		
	90	248, 500	294, 800	342, 100	380, 900	393, 300		
	91	248, 800	295, 100	342, 600	381, 300	393, 600		
	92	249, 100	295, 500	343, 000	381, 700	393, 800		
	93	249, 400	295, 700	343, 200	382, 000	394, 000		
	94		295, 900	343, 600				
	95		296, 200	344, 100				
	96		296, 600	344, 500				
	97		296, 800	344, 700				
	98		297, 100	345, 100				
	99		297, 500	345, 500				
	100		297, 900	345, 800				
	101		298, 100	346, 100				
	102		298, 400	346, 500				
	103		298, 800	346, 900				
	104		299, 100	347, 300				
	105		299, 300	347, 800				
	106		299, 600	348, 200				
	107		300, 000	348, 600				
	108		300, 300	349, 000				
	109		300, 500	349, 500				
	110		300, 900	349, 900				

	111		301, 300	350, 200				
	112		301, 600	350, 500				
	113		301, 800	351, 000				
	114		302, 000					
	115		302, 300					
	116		302, 700					
	117		302, 900					
	118		303, 100					
	119		303, 400					
	120		303, 700					
	121		304, 100					
	122		304, 300					
	123		304, 600					
	124		304, 900					
	125		305, 200					
定年前再任用短時間勤務職員		151, 000	173, 000	205, 000	220, 500	232, 600	253, 000	286, 400

第2条 多治見市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第18条の4第2項中「100分の125」を「100分の122.5」に、「100分の105」を「100分の102.5」に改め、同条第3項中「100分の125」を「100分の122.5」に、「100分の70」を「100分の68.75」に、「100分の105」を「100分の102.5」に、「100分の60」を「100分の58.75」に改める。

第18条の7第2項第1号中「100分の105」を「100分の102.5」に、「100分の125」を「100分の122.5」に改め、同項第2号中「100分の50」を「100分の48.75」に、「100分の60」を「100分の58.75」に改める。

（多治見市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正）

第3条 多治見市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成15年条例第28号）の一部を次のように改正する。

第5条第1号中「第4条」を「前条」に改める。

第9条第2項中「100分の120」を「100分の125」に、「100分の220」を「100分の230」に改める。

第10条第1項中「第9条の2、第10条」を「第10条」に改める。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第7条関係）

特定任期付職員給料表

（単位 円）

号給	給料月額
1	380,000
2	427,000
3	477,000
4	539,000
5	615,000

別表第2（第8条関係）

一般任期付職員給料表

（単位 円）

1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
----	----	----	----	----	----	----

給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
188,700	216,200	256,200	275,600	290,700	316,200	358,000

第4条 多治見市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

第9条第2項中「100分の125」を「100分の122.5」に、「100分の230」を「100分の225」に改める。

（多治見市一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する条例の一部改正）

第5条 多治見市一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する条例（平成15年条例第29号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の120」を「100分の125」に、「100分の220」を「100分の230」に改める。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第5条関係）

第1号任期付研究員給料表

（単位 円）

号給	給料月額
1	402,000
2	461,000
3	522,000
4	603,000

別表第2（第5条関係）

第2号任期付研究員給料表

（単位 円）

号給	給料月額
1	336,000
2	371,000
3	398,000

第6条 多治見市一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する条

例の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の125」を「100分の122.5」に、「100分の230」を「100分の225」に改める。

附 則

(施行期日等)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条、第6条及び附則第5条の規定は、令和6年4月1日から施行する。

2 第1条の規定（多治見市職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）別表第1の改正規定に限る。）による改正後の給与条例の規定、第3条の規定（多治見市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（以下「任期付職員条例」という。）別表第1及び別表第2の改正規定に限る。）による改正後の任期付職員条例の規定及び第5条の規定（多治見市一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する条例（以下「任期付研究員条例」という。）別表第1及び別表第2の改正規定に限る。）による改正後の任期付研究員条例の規定は、令和5年4月1日（以下「適用日」という。）から適用する。

3 第1条の規定（給与条例第18条の4第2項及び第3項並びに第18条の7第2項の改正規定に限る。）による改正後の給与条例の規定、第3条の規定（任期付職員条例第9条第2項の改正規定に限る。）による改正後の任期付職員条例の規定、第5条の規定（任期付研究員条例第6条第2項の改正規定に限る。）による改正後の任期付研究員条例の規定及び附則第4条の規定による改正後の多治見市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第25号）の規定は、令和5年12月1日から適用する。

(適用日前の異動者の号給の調整)

第2条 適用日前に職務の級を異にして異動した職員及び市長の定めるこれに準ずる職員の適用日における号給については、その者が適用日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、市長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給与の内払)

第3条 第1条の規定による改正後の給与条例、第3条の規定による改正後の任期付職員条例又は第5条の規定による改正後の任期付研究員条例の規定を適用する場合

においては、第1条の規定による改正前の給与条例、第3条の規定による改正前の任期付職員条例又は第5条の規定による改正前の任期付研究員条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ第1条の規定による改正後の給与条例、第3条の規定による改正後の任期付職員条例又は第5条の規定による改正後の任期付研究員条例の規定による給与の内払とみなす。

（多治見市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正）

第4条 多治見市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

第20条第1項及び第30条中「100分の120」を「100分の125」に改める。

第5条 多治見市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

第20条第1項及び第30条中「100分の125」を「100分の122.5」に改める。

議第104号

多治見市手数料条例の一部を改正するについて

多治見市手数料条例（昭和28年条例第27号）の一部を次のように改正するものとする。

令和5年11月17日提出

多治見市長 高 木 貴 行

多治見市手数料条例の一部を改正する条例

多治見市手数料条例（昭和28年条例第27号）の一部を次のように改正する。

別表98の項中「又は第3項」を「若しくは第3項又は同法第39条の22第1項」に改める。

附 則

この条例は、令和5年12月21日から施行する。

多治見市国民健康保険条例の一部を改正するについて

多治見市国民健康保険条例（昭和34年条例第13号）の一部を次のように改正するものとする。

令和5年11月17日提出

多治見市長 高 木 貴 行

多治見市国民健康保険条例の一部を改正する条例

多治見市国民健康保険条例（昭和34年条例第13号）の一部を次のように改正する。

目次中「第25条の3」を「第25条の4」に改める。

第11条の3中「及び第20条の3」を「、第20条の3及び第20条の4」に改め、同条第2号エ中「及び第72条の3の2第1項」を「、第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項」に改める。

第13条第1項中「同法附則第35条の2の6第11項又は第15項」を「同法附則第35条の2の6第8項又は第11項」に、「同法附則第35条の2の6第15項」を「同法附則第35条の2の6第11項」に改める。

第15条の6の2中「及び第20条の3」を「、第20条の3及び第20条の4」に改め、同条第2号イ中「及び第72条の3の2第1項」を「、第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項」に改める。

第15条の7中「第20条」の次に「及び第20条の4」を加え、同条第2号イ中「第72条の3第1項」の次に「及び第72条の3の3第1項」を加える。

第19条第1項中「（以下「特例対象被保険者等」という。）となった」の次に「若しくは特例対象被保険者等でなくなった」を加え、「若しくは減少した場合」を「又は減少した場合」に改め、「又は特例対象被保険者等となった場合」を削り、「次条第1項各号」の次に「（同条第3項又は第4項の規定により読み替えて準用する場合を含

む。次項において同じ。)」を加え、「若しくは同条第3項若しくは第4項の規定により読み替えて準用する同条第1項各号に定める額」を「、第20条の3第1項（同条第3項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める第15条若しくは第15条の5の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ10分の5を乗じて得た額、第20条の3第4項第1号（同条第6項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額、第20条の4第1項各号（同条第3項又は第4項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額若しくは同条第5項各号（同条第7項又は第8項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額」に、「特例対象被保険者等となった日」を「特例対象被保険者等となった若しくは特例対象被保険者等ではなくなった日」に改め、同条第2項中「若しくは同条第3項若しくは第4項の規定により読み替えて準用する同条第1項各号に定める額」を「、第20条の3第1項に定める第15条若しくは第15条の5の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ10分の5を乗じて得た額、第20条の3第4項第1号に定める額、第20条の4第1項各号に定める額若しくは同条第5項各号に定める額」に、「ときは」を「ときに限り」に改める。

第20条第1項第1号中「同法附則第35条の2の6第11項又は第15項」を「同法附則第35条の2の6第8項又は第11項」に、「同法附則第35条の2の6第15項」を「同法附則第35条の2の6第11項」に改める。

第20条の3第1項及び第4項第1号中「保険料額」を「保険料率」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（出産被保険者の保険料の減額）

第20条の4 当該年度において、世帯に出産被保険者（国民健康保険法施行令第29条の7第5項第8号に規定する出産被保険者をいう。以下同じ。）がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第12条又は第15条の2の基礎賦課額から、次の各号の合算額を減額して得た額（当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円）とする（第5項に掲げる場合を除く。）。

- （1） 当該出産被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の基礎賦課額の所得割の保険料率を乗じて得た額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被

保険者の出産の予定日（国民健康保険法施行規則第32条の10の2で定める場合には、出産の日。第25条の4第1項及び第2項において同じ。）の属する月（以下この号において「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、3月前）から出産予定月の翌々月までの期間（以下「産前産後期間」という。）のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

（2） 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

2 第15条第2項の規定は、前項各号に定めるところにより算定した額の決定について準用する。この場合において、第15条第2項中「保険料率」とあるのは、「額」と読み替えるものとする。

3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第12条又は第15条の2」とあるのは「第15条の6の3又は第15条の6の7」と、「65万円」とあるのは「22万円」と、前項中「第15条」とあるのは「第15条の6の6」と読み替えるものとする。

4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「規定する出産被保険者をいう。以下同じ。」とあるのは「規定する出産被保険者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。）をいう。以下この項において同じ。」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第12条又は第15条の2」とあるのは「第15条の8」と、「65万円」とあるのは「17万円」と、第2項中「第15条」とあるのは「第15条の11」と読み替えるものとする。

5 当該年度において、第20条に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に出産被保険者がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、当該減額後の第12条又は第15条の2の基礎賦課額から、次の各号の合算額を減額して得た額（当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円）とする。

（1） 当該出産被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の基礎賦課額の所得割の保険料率を乗じて得た額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被

保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(2) 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率から、当該保険料率に第20条第1項各号に規定する場合に応じてそれぞれ同項各号アに掲げる割合を乗じて得た額を控除して得た額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

6 第15条第2項の規定は、前項各号に定めるところにより算定した額の決定について準用する。この場合において、第15条第2項中「保険料率」とあるのは、「額」と読み替えるものとする。

7 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第5項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第12条又は第15条の2」とあるのは「第15条の6の3又は第15条の6の7」と、「65万円」とあるのは「22万円」と、前項中「第15条」とあるのは「第15条の6の6」と読み替えるものとする。

8 第5項及び第6項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第5項中「出産被保険者がある」とあるのは「出産被保険者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。以下この項において同じ。）がある」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第12条又は第15条の2」とあるのは「第15条の8」と、「65万円」とあるのは「17万円」と、第6項中「第15条」とあるのは「第15条の11」と読み替えるものとする。

第6章中第25条の3の次に次の1条を加える。

（出産被保険者に関する届出）

第25条の4 出産被保険者の属する世帯の世帯主は、次に掲げる事項を記載した届書を市長に提出しなければならない。

- (1) 世帯主の氏名、住所、生年月日及び個人番号
- (2) 出産被保険者の氏名、住所、生年月日及び個人番号
- (3) 出産の予定日
- (4) 単胎妊娠又は多胎妊娠の別

2 前項の届書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

- (1) 出産の予定日を明らかにすることができる書類
- (2) 多胎妊娠の場合にあっては、その旨を明らかにすることができる書類

(3) 出産後に前項の規定による届出を行う場合にあっては、出産した被保険者と当該出産に係る子との身分関係を明らかにすることができる書類

3 第1項の規定による届出は、出産被保険者の出産の予定日の6月前から行うことができる。

4 第1項の規定にかかわらず、市長が、出産被保険者について第1項各号に掲げる事項及び第2項各号に掲げる書類において明らかにすべき事項を確認することができるときは、第1項の規定による届出を省略させることができる。

附 則

1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。

2 この条例による改正後の第20条の4の規定は、令和5年度分の保険料のうち令和6年1月以後の期間に係るもの及び令和6年度以後の年度分の保険料について適用し、令和5年度分の保険料のうち令和5年12月以前の期間に係るもの及び令和4年度分までの保険料については、なお従前の例による。

多治見市都市公園条例の一部を改正するについて

多治見市都市公園条例（昭和44年条例第23号）の一部を次のように改正するものとする。

令和5年11月17日提出

多治見市長 高 木 貴 行

多治見市都市公園条例の一部を改正する条例

多治見市都市公園条例（昭和44年条例第23号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中第4号を削り、第3号中「第9条」を「第9条第1項」に改め、同号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

（3） 無料公園施設 別表第2に掲げる無料公園施設をいう。

第9条第2項中「、第18条、第19条第2項」を「、第19条第2項」に改め、「及び指定公園以外の有料公園施設」を削り、「第12条第1項から第3項までの規定中「指定管理者」とあるのは「市長」と、「指定公園」とあるのは「指定公園以外の都市公園」を「第12条第1項中「指定公園」とあるのは「指定公園以外の都市公園」と、「指定管理者」とあるのは「市長」と、同条第2項及び第3項中「指定管理者」とあるのは「市長」に改め、「第18条中「指定施設」とあるのは「指定公園以外の有料公園施設」と、「利用」とあるのは「使用」と、「指定管理者」とあるのは「市長」と、」を削り、「指定施設を利用」とあるのは「指定公園以外の有料公園施設を使用」を「第12条第1項及び第3項の許可を受けた者又は有料公園施設を利用しようとする者」とあるのは「第12条第1項及び第3項の許可を受けた者」に改め、「第23条中」を「指定公園及び有料公園施設」とあるのは「指定公園以外の都市公園」と、「利用料金」とあるのは「使用料」と、第23条中」に改める。

第10条第1号中「指定施設」を「有料公園施設」に改め、同条中第5号を第6号と

し、第2号から第4号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 無料公園施設の利用の登録に関すること。

第11条中「有料公園施設」の次に「及び無料公園施設」を加える。

第14条第12号中「許可」の次に「又は登録」を加える。

第15条第2項中「有料公園施設」の次に「又は無料公園施設」を加え、同条第3項中「保護者（成年者に限る。）」を「成年者」に改め、同項後段を削り、同条に次の1項を加える。

6 多治見市星ヶ台スケートボード場においては、幼児は成年者と同伴でなければ入場することができない。

第18条中「指定施設」を「有料公園施設」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(無料公園施設)

第18条の2 無料公園施設を利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者に申請し、その登録を受けなければならない。

2 指定管理者は、無料公園施設の管理のため必要な範囲内で条件を付することができる。

第19条第1項から第3項までの規定中「別表第2」を「別表第3」に改め、同条第4項中「指定施設」を「有料公園施設」に改める。

第20条及び第22条中「指定施設」を「有料公園施設」に改める。

第24条第1項中「許可」の次に「又は登録」を加える。

別表第2を別表第3とし、別表第1の次に次の1表を加える。

別表第2（第2条関係）無料公園施設

公園の名称	施設の名称
多治見運動公園	多治見市星ヶ台スケートボード場

附 則

- 1 この条例は、令和6年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の別表第2に規定する多治見市星ヶ台スケートボード場の利用の申請の受付その他この条例を施行するために必要な準備行為は、施行日前においても行うことができる。
- 3 多治見市行政財産の目的外使用に関する使用料徴収条例（昭和59年条例第3号）

の一部を次のように改正する。

別表第 1 中「別表第 2 第 3 号」を「別表第 3 第 3 号」に改める。

議第107号

多治見市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正するについて

多治見市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（昭和41年条例第11号）の一部を次のように改正するものとする。

令和5年11月17日提出

多治見市長 高 木 貴 行

多治見市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する
条例

多治見市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（昭和41年条例第11号）の一部を次のように改正する。

第2条中「539人」を「493人」に改める。

第12条第2項の表に備考として次のように加える。

備考 年額報酬は、毎年4月1日から翌年3月31日までを計算期間とし、支給する。

ただし、計算期間の中途において入団又は退団した場合にあっては、入団した日の属する月から当該計算期間の終了する月まで又は当該計算期間の最初の月から退団の日の属する月までを、月割をもって支給する。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第12条第2項の改正規定は、公布の日から施行する。

議第108号

多治見市水道事業給水条例の一部を改正するについて

多治見市水道事業給水条例（昭和33年条例第9号）の一部を次のように改正するものとする。

令和5年11月17日提出

多治見市長 高 木 貴 行

多治見市水道事業給水条例の一部を改正する条例

多治見市水道事業給水条例（昭和33年条例第9号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項、第35条第2項、第36条第1項第5号及び第37条第1項第3号中「厚生労働省令」を「国土交通省令」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

工事請負契約の締結について

星ヶ台運動公園整備工事について、次のとおり工事請負契約を締結するものとする。

令和5年11月17日提出

多治見市長 高 木 貴 行

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 契約の目的 | 星ヶ台運動公園整備工事 |
| 2 | 契約の方法 | 事後審査型制限付き一般競争入札 |
| 3 | 契約金額 | 一金 948,200,000円 |
| 4 | 契約の相手方 | 大日本・井戸・新興特定建設工事共同企業体 |
| | 代表構成員 | 多治見市太平町5-23-1 プリミエール多治見
2A号室
大日本土木株式会社東濃営業所
所長 柴田 崇広 |
| | 構成員 | 多治見市昭和町32-4
井戸建設株式会社
代表取締役 井戸 徳明 |
| | 構成員 | 多治見市陶元町61
新興建設株式会社
代表取締役 田中 勝也 |

議第116号

工事請負契約の変更について

令和4年12月19日議第119号をもって議決を経た笠原中央公民館大規模改修工事
建築工事に係る株式会社飯田建設との工事請負契約の一部を次のとおり変更する。

令和5年11月17日提出

多治見市長 高 木 貴 行

契約金額「509,300,000円」を「538,430,200円」に変更する。

議第117号

工事請負契約の変更について

令和4年12月19日議第121号をもって議決を経た笠原中央公民館大規模改修工事機械設備工事に係るイナガキ・東濃設備特定建設工事共同企業体との工事請負契約の一部を次のとおり変更する。

令和5年11月17日提出

多治見市長 高 木 貴 行

契約金額「231,000,000円」を「252,714,000円」に変更する。

議第118号

第8次多治見市総合計画基本構想及び基本計画を定めるについて

多治見市市政基本条例（平成18年条例第41号）第20条第1項及び第4項の規定により、第8次多治見市総合計画基本構想及び基本計画を別添のとおり定めるものとする。

令和5年11月17日提出

多治見市長 高 木 貴 行

議第119号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により指定管理者を指定することについて、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

令和5年11月17日提出

多治見市長 高 木 貴 行

1 施設の名称

多治見市坂上児童館

2 指定管理者の名称等

東京都豊島区東池袋1-44-3池袋ISPタマビル

労働者協同組合ワーカーズコープ・センター事業団

代表理事 田嶋 羊子

3 指定期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで（1年間）

議第120号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により指定管理者を指定することについて、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

令和5年11月17日提出

多治見市長 高 木 貴 行

1 施設の名称

多治見市火葬場

2 指定管理者の名称等

福岡県福岡市博多区東公園6番21号

太陽築炉工業株式会社

代表取締役社長 江口 正司

3 指定期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで（5年間）

議第121号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により指定管理者を指定することについて、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

令和5年11月17日提出

多治見市長 高 木 貴 行

1 施設の名称

多治見市養正公民館

2 指定管理者の名称等

多治見市豊岡町1丁目55番地

公益財団法人多治見市文化振興事業団

理事長 青山 崇

3 指定期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで（1年間）

